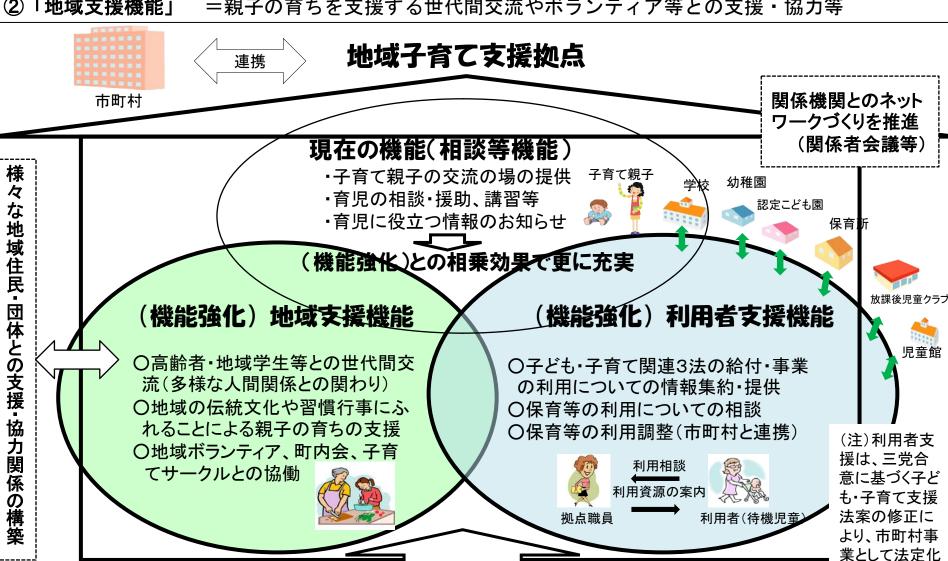
(参考資料4)

地域子育て支援拠点事業の機能強化

地域子育て支援拠点に、以下の機能を持つ「地域機能強化型」を創設(都市部中心に約1,100か所)

- 「利用者支援機能」=地域の子育て家庭に対して、子育て支援の情報の集約・提供等
- 「地域支援機能」 =親子の育ちを支援する世代間交流やボランティア等との支援・協力等



※ 地域機能強化型の施設に従事する職員の資質(地域子育て支援の内容や手法等)の底上げ ⇒ 専門性強化対策費を支援

(参考資料5)

一時預かり事業の機能強化

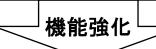
核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭や地域の子育て環境が大きく変化している中で、一時的に家庭において児童を保育できなくなるような事態に対応し、すべての子育て家庭の切実なニーズに応えることが必要。

このため、<u>休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設</u>し、児童の受入れができる体制を充実(約700施設)。

- (対応例)・日常生活上の突発的な事情(保護者の病気・けが、冠婚葬祭等)
 - 児童虐待の予防(育児疲れや育児ノイローゼ等)
 - 社会参加の必要(自治会・PTA活動、防災訓練等)等

一般型

家庭において保育を受けることが一時 的に困難となった乳幼児について、主と して昼間、保育所その他の場所において、 一時的に預かり、必要な保護を行う。



基幹型施設の創設

休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う基幹型施設を創設し、 児童の受入れができる体制を充実。

(※) 現在の補助制度では、1日8時間、週5日分の経費を補助している。

【機能強化のイメージ】

